



令和7年度 阪神北☆夢づくり応援事業

補助募集枠

一般
事業枠

— NEW —

万博・
アフター万博枠

申請書受付期間

R7.3.21 金 — 4.21 月 **必着**

兵庫県 阪神北県民局 県民躍動室 県民課

1 補助の要件

対象団体

次の要件を全て満たす団体であること

- ① 阪神北地域内（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）で活動している団体
- ② 組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体
- ③ 宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを主たる目的としない団体、暴力団もしくはその統制下でない団体、その他公共の福祉に反する活動を行わない団体
- ④ 過去に当補助事業に3回以上採択されていない団体

※一般事業枠で3回採択されていても、万博・アフター万博枠は特別枠であるため申請可能

対象事業

※別事業であれば、一般事業枠及び万博・アフター万博枠の両枠に申請可能

（１）一般事業枠

事業内容・事業例	補助金
SDGsの推進、阪神地域ビジョン2050の実現を図るため、阪神北の地域資源を活用し、阪神北地域内外の交流促進や課題解決につながる事業 ～令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に実施され完了する事業～ ＜例示＞ ○ 地域の歴史、文化、豊かな自然などを活かし、まちのにぎわいを創出する事業 ○ 生活習慣の改善、フレイル予防など、あらゆる世代の健康を促進する事業 ○ 地域の伝統文化体験や学習を通じて、次世代へ継承する事業 ○ 災害に強いまちづくりなど、地域の防災に資する事業 等	上限 20万円

（２）万博・アフター万博枠【新規】

事業内容・事業例	補助金
SDGsの推進、阪神地域ビジョン2050の実現を図るため、ひょうごフィールドパビリオンなどの阪神北の地域資源を活用し、大阪・関西万博及びアフター万博に向けた交流促進事業 ～令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に実施され完了する事業～ ＜例示＞ ○ 川西黒川地区や宝塚西谷地区などの「里山」の魅力発信 ○ 伊丹の酒蔵通りで楽しめる日本酒の魅力向上につながるイベント ○ 国内外の誘客を図る体験型・周遊滞在型プログラム 等	上限 20万円

▼以下に該当する事業は対象から除きます。

- ・ 宗教活動、政治活動、財産の形成、営利活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反するものや法律等に抵触する事業
- ・ 団体構成員のみが利益を受ける事業
- ・ 当補助金を活用した複数団体による合同開催事業
- ・ 同じ事業内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市町から助成金・補助金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業

補助経費

	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	・講師・一時保育者等への謝金（5万円上限）	・1人1回5万円以上の謝金 ・スタッフ・協働団体メンバーへの謝金
②旅費	・講師等交通費実費 ・活動に要するスタッフ交通費実費	・自家用車等での移動にかかる経費（ガソリン代・駐車場代） ・乗車カード購入費 ・タクシー代
③広報 宣伝費	・PR用ポスター、チラシ、パンフレット、冊子、のぼり等制作費	・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に依頼した場合にかかる経費
④需用費	・活動資材費 ・事務用品等消耗品費 ・資料コピー代 等	・備品購入費（1品5万円以上または耐用年数が1年以上のもの）（パソコン等長期にわたって反復使用するもの） ・参加者が負担することが妥当と考えられる経費（調理実習等の食材費、工作体験等の材料費、テキスト代等） ・参加者粗品・景品代、手土産代、贈答品代等 ・食糧費（茶菓代、昼食代等） ・営利目的の販売に供する経費
⑤役務費	・郵送費、運搬費、イベント保険料 ・会場設営・撤去費 ・看板、のぼり等設置費 等	・当補助金申請事務にかかる経費 ・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に依頼した場合にかかる経費
⑥使用料	・会場・付属設備使用料 ・機器レンタル・リース料 ・バス借上料 等	・電話代 ・携帯電話等のリース料 ・プロバイダ利用料等
⑦委託費	・必要な業務を専門業者に委託する経費（ホームページ作成・会場警備等） ※補助対象経費の1/2上限	・補助対象経費の1/2以上の委託費
⑧その他	・振込手数料（補助対象経費にかかる分） ・事業実施にあたり、必要性が明確に認められる経費	・団体の経常的な活動経費、運営費（定例会議や事務所維持経費、人件費等） ・領収書がない経費、使途が不明な経費

※補助対象経費については、領収書またはレシートが必要（原本）。

※領収書は、宛名が補助対象団体名のものに限りします。

※事業期間（事業着手年月日から事業完了年月日まで）内の支出に限りします。

審査基準

（１）一般事業枠

ア 内容

- ・地域課題に基づいた計画であり、地域資源を活用しながら、その解決に繋がるものか。
- ・事業の趣旨に沿った具体的なもので、実現可能性が高いか。
- ・単なる備品等の購入だけの事業となっていないか。
- ・地域の行事など従来から実施しており、新たな取組のない既存事業となっていないか。

イ 効果

- ・従来の活動に創意工夫を加え活動の拡がり期待できるものか。
- ・事業の趣旨に応じた効果が期待でき、他の団体のモデルとなるものか。
- ・広く地域住民が参加できるなど地域へ拡がり期待でき、地域活性化に繋がるものか。

ウ 将来性

- ・一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるか。
- ・将来的に団体の自立・活性化が見込まれ、事業のさらなる発展が期待できるか。

(2) 万博・アフター万博枠

ア 内容

- ・ひょうごフィールドパビリオン等の地域資源を活用し、管内外の交流促進に繋がるものか。
- ・事業の趣旨に沿った具体的なもので、実現可能性が高いか。
- ・単なる備品等の購入だけの事業となっていないか。
- ・地域の行事など従来から実施しており、新たな取組のない既存事業となっていないか。

イ 効果

- ・多彩な地域資源を活用し、国内外の誘客、魅力発信に繋がるものか。
- ・従来の活動に創意工夫を加え活動の拡がり期待できるものか。
- ・事業の趣旨に応じた効果が期待でき、他の団体のモデルとなるものか。
- ・広く地域住民が参加できるなど地域へ拡がり期待でき、地域活性化に繋がるものか。

ウ 将来性

- ・ひょうごフィールドパビリオン等の地域資源のさらなる発展が期待できるか。
- ・一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるか。

2 応募方法

●申請書受付期間：令和7年3月21日（金）～令和7年4月21日（月）【必着】

※交付申請書類は、阪神北県民局のホームページからダウンロードできます。

●提出方法：オンライン（右記二次元コード）または郵送

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1737504631016>



●郵送先・お問い合わせ：兵庫県阪神北県民局 県民躍動室 県民課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL：0797-83-3137 FAX：0797-86-4379

E-mail：hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

※メールの件名は、「阪神北夢づくり応援事業についての問い合わせ」としてください。

3 審査方法等

(1) 審査方法

一次審査：書類審査

二次審査：プレゼンテーション審査

▶ プレゼンテーション審査実施日：令和7年5月29日（木）【一般事業枠】

令和7年5月26日（月）【万博・アフター万博枠】

※プレゼンテーション審査の詳細は、後日事務局から連絡します。

(2) 補助対象事業等の決定

補助事業の採否と補助金額は、文書で通知します。

審査結果により、不採択になる場合や申請金額から減額になる場合もあります。

採択事業は、団体名、事業名、事業概要、補助金額を阪神北県民局のホームページに掲載します。

4 採択された場合

(1) ビジョン推進チームへの参画

- ・採択団体においては、「阪神地域ビジョン推進チーム」として参画いただき、ビジョンの推進に向けご協力をお願いします。
- ・「報告・交流会」に必ずご参加ください。詳細は、後日事務局から連絡します。